

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原 告 平和子

被 告 国

答 弁 書

平成29年2月16日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房

参 事 官 保木本 正 樹



法務省訟務局民事訟務課

局 付 岸 田 二 郎



補 佐 官 西 尾 昭 彦



第一 係 長 宮 崎 繁 人



係 長 前 田 智 恵



法務事務官 甲 田 憲 治



法務事務官 小 池 走 野



〒060-0808 札幌市北区北八条西二丁目1番1

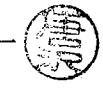
札幌法務局訟務部（送達場所）

(電話 011-709-2311 内線2142)

(FAX 011-700-2718)

部 付 久 保 貴 紀

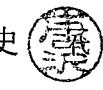
上席訟務官 畑 田 博

訟務官 唐沢 一


〒100-0014 東京都千代田区永田町二丁目4番12号

内閣官房国家安全保障局

内閣事務官 黒木 康介

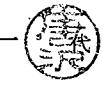
内閣事務官 小宮 崇史


〒100-8970 東京都千代田区永田町三丁目1番1号

内閣府国際平和協力本部事務局

内閣府事務官 大泉 英広

内閣府事務官 井関 大洋

内閣府事務官 森 下淳一

内閣府事務官 阿部 真代


〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5番1号

防衛省大臣官房訟務管理官付

防衛部員	佐藤	伸樹	
防衛部員	浅沼	猛	
防衛部員	井上	司	
防衛部員	加藤	真里	
防衛部員	早川	由浩	
防衛事務官	片桐	一	
防衛事務官	牧野	士浩	
防衛事務官	小倉	淳	
防衛事務官	松野	泰光	
防衛事務官	蓮見	眞澄	
防衛事務官	楠幸	太俊	

防衛省防衛政策局防衛政策課

防衛部員	飯島	秀俊	
防衛部員	松尾	友彦	
防衛部員	林	太郎	
防衛部員	若林	賢昭	
防衛事務官	篠木	智香子	
防衛事務官	奥平	聰	
防衛事務官	豊馬	玄徳	

防衛省防衛政策局運用政策課

防衛部員 遠藤 敦 志 

防衛部員 佐々木 智 則 

防衛部員 松村 茜 

防衛部員 安井 公 一 

防衛事務官 原 直 之 

防衛事務官 筒井 潤 

防衛省統合幕僚監部参事官付

防衛事務官 田中 智 洋 

防衛省統合幕僚監部首席法務官付

防衛事務官 平山 俊 二 

目 次

第1 請求の趣旨に対する答弁	7
第2 本案前の答弁の理由（請求の趣旨第1項について）	7
1 はじめに	7
2 民事訴訟手続による本件差止めの訴えが不適法であること	8
3 本件差止めの訴えは、訴えの利益を欠き、不適法であること	9
4 小括	10
第3 請求の原因（2016年〔平成28年〕12月19日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの）に対する認否（ページ数は訴状のページ数である。）	10
1 「第1 当事者」について（4ないし11ページ）	10
(1) 「1 原告」について（4ないし7ページ）	10
(2) 「2 被告」について（7ないし11ページ）	12
2 「第2 南スーダン紛争の実態と国連PKO」について（11ないし19ページ）	15
(1) 「1 スーダン共和国から南スーダン共和国の分離独立と国連PKO」について（11ないし14ページ）	15
(2) 「2 南スーダン建国後と国連PKO」について（14ないし17ページ）	16
(3) 「3 南スーダン国連PKOへの自衛隊の対応」について（17ないし19ページ）	17
3 「第3 南スーダンPKOへの自衛隊派遣の違憲・違法性」について（19ないし35ページ）	19
(1) 「1 国連憲章における平和的解決義務と平和維持活動（PKO）」について（19ないし23ページ）	19
(2) 「2 日本国憲法とPKO協力法」について（23ないし35ページ）	21

4 「第4 原告の権利（法益）侵害」について（35ないし41ページ）	29
5 「第5 原告の請求」について（41ないし44ページ）	29
(1) 「1 差止請求」について（41ないし43ページ）	29
(2) 「2 慰謝料請求」について（43及び44ページ）	29
6 「第6 結論」について（44ページ）	30
第4 國際平和協力法及びUNMISへの自衛隊部隊等の派遣の概要等	30
1 國際平和協力法の概要	30
(1) 國際平和協力法の目的	30
(2) 協力の対象となる活動及び協力の態様について	30
(3) 國際平和協力業務の内容について	32
(4) 実施計画及び実施要領等について	34
(5) 平和安全法制整備法による國際平和協力法の改正の概要	37
2 UNMISへの第10次要員及び第11次要員の派遣等について	37
第5 被告の主張	39
1 はじめに	39
2 原告が主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと	40
(1) 権利ないし法的利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと	40
(2) 原告の主張する「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと	40
(3) 第三者の権利の侵害に係る主張も失当であること	44
3 小括	44
第6 結語	45

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 請求の趣旨第1項の訴えを却下する
- 2 請求の趣旨第2項の請求を棄却する
- 3 訴訟費用は原告の負担とする
- 4 請求の趣旨第2項につき仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 本案前の答弁の理由（請求の趣旨第1項について）

1 はじめに

原告は、請求の趣旨第1項において、「被告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第6条1項による『南スーダン国際平和協力業務実施計画』（平成28年11月15日閣議決定）に基づいて、自衛隊員及び装備品を南スーダン共和国内並びにその周辺地域及び海域に派遣又は輸送して、同法及び同計画に基づく活動を行なってはならない。」とし、具体的には、「すでに派遣され活動している第10次隊に対しては、業務の中止と撤退を内容とし、次に派遣命令が出されている第11次隊に対しては派遣の差止めを内容とする。」ものであるとする（訴状第5の1(5)イ・43ページ、平成29年1月16日付け「求釈明に対する回答書」2項。以下、当該請求を「本件差止め請求」とい、本件差止め請求に係る訴えを「本件差止めの訴え」という。）。

原告は、本件差止め請求の根拠について、「南スーダンPKO派遣によって原告が侵害を受けている権利は、（中略）平和的生存権である」とし（訴状第5の1(4)ア・42ページ）、平和的生存権は、「その権利内容として人格権を含むものである」（同(3)・42ページ）、「平和的生存権侵害もしくは人格権侵

害の救済にあたっては、（中略）事前の差止めが認められるべきである。（中略）事前の侵害予防、妨害排除も認められるべきである。」（同1(1)・41ページ）と主張する。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件差止請求は、必然的に、行政上の権限の行使の取消変更又はその発動を求める請求を包含するものであるから、民事訴訟手続によることができないものであって、不適法であることが明らかである。

2 民事訴訟手続による本件差止めの訴えが不適法であること

(1) 原告らがいう「南スーダンPKO」は、国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMISS」という。）を指すものと解されるところ、UNMISSへの第10次要員や第11次要員の派遣及び派遣後の業務は、後記第4の1(4)（34ないし36ページ）、第4の2（37ないし39ページ）のとおり、防衛大臣が、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（以下「国際平和協力法」という。）9条4項の規定に基づき、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）である内閣総理大臣（国際平和協力法5条1項）の要請を受けて、国際平和協力業務実施計画（同法4条2項1号、6条。以下「実施計画」という。）及び国際平和協力業務実施要領（同法4条2項2号、8条。以下「実施要領」という。）に従い、自衛隊の部隊等（自衛隊法8条に規定する部隊等をいう〔国際平和協力法6条2項2号ホ〕。以下同じ。）に国際平和協力業務（同法3条5号）を行わせる命令を発し、これに基づいて行われるものである（同法9条4項）（具体的には、後記第4の2(4)〔39ページ〕のとおり、自衛隊の部隊の派遣は、実施計画、実施要領及び平成23年12月20日の防衛大臣の命令を受けて実施され、その後、派遣されている部隊を構成する派遣要員を交代する形で、同実施要領の交替要領の規定に基づき、所定の交代を実施する。）。

また、派遣要員の撤収（撤退）は、防衛大臣の上記命令に基づき派遣され

た部隊の要員が、実施計画や実施要領に定められた任務の終了により行われる事実行為である（したがって、原告が「第10次隊」の「撤退」を求める部分は、「第10次隊」の「業務の中止」を求める部分に包含されると解する。）。

(2) 以上のことおり、本件差止請求の対象とされている「第10次隊」の「業務」及び「第11次隊」の「派遣」は、いずれも、防衛大臣の命令（国際平和協力法9条4項）に基づいて行われるものであって、私法上の行為ではなく行政権の行使そのものである。つまり、本件差止請求は、必然的に、防衛大臣の行政上の権限の行使の取消変更又はその発動を求める請求を包含するものである。

そうすると、このような行政権の行使に対し、私人が私法上の給付請求権を有すると解することはできず、民事上の請求としてその差止めを求める訴えが不適法であることは確立された判例である（最高裁昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ、最高裁平成5年2月25日第一小法廷判決・民集47巻2号643ページ）。

したがって、本件差止請求は、民事訴訟手続においてすることのできない不適法なものである。

3 本件差止めの訴えは、訴えの利益を欠き、不適法であること

人格権侵害に基づく差止請求は、その差止めの対象となった他人の行為が現に存在する限りにおいて、差止請求権の存否及び内容を判断する訴訟上の必要性及び利益が認められるのであって、差止めの対象となった行為が終了した場合には、その存否を判断する訴訟上の必要性及び利益は失われる。

そのため、かかる場合には、当該差止めを求める訴えは、訴えの利益を欠き、却下されることになる。

これを本件についてみると、本件差止請求は、「第10次隊」の「業務」及び「第11次隊」の「派遣」の差止めを求めるものであるところ、後記第4の

2(4) (39ページ) で述べるとおり、「第10次隊」は、既に南スーダン共和国（以下「南スーダン」という。）から本邦に撤収（帰国）済みであり、また、「第11次隊」は、既に本邦から南スーダンに派遣済みである。

そうすると、原告の差止請求権の存否及び内容を判断する訴訟上の必要性及び利益は失われ、原告は、本件における訴えの利益を失ったものである。

4 小括

以上のとおり、本件差止めの訴えは、いずれも不適法なものであるから、速やかに却下されるべきである。

第3 請求の原因（2016年〔平成28年〕12月19日付け訴状訂正申立書による訂正後のもの）に対する認否（ページ数は訴状のページ数である。）

1 「第1 当事者」について（4ないし11ページ）

(1) 「1 原告」について（4ないし7ページ）

ア 「(1)」について（4及び5ページ）

(7) 第1段落及び第3段落について

不知。

(イ) 第2段落及び第4段落について

第2段落に「同基地」、すなわち「東千歳基地」とあるのを「東千歳駐屯地」と解した上で、認める（以下、同様に「東千歳基地」とあるのは「東千歳駐屯地」と解した上で認否する。）。

イ 「(2)」及び「(3)」について（5ページ）

不知。

ウ 「(4)」について（5及び6ページ）

(7) 第1段落について

東千歳駐屯地の総敷地面積が約590万平方メートルであるとする点は否認し、「陸自の中でも精強といわれる」とする点は、原告の評価で

あり、認否の限りでなく、その余は認める。

同駐屯地の敷地面積は約670万平方メートルであり、演習場等を含めた総敷地面積は約3700万平方メートルである。

(4) 第2段落について

a 第1文について

平成28年5月下旬から6月にかけて、第10次要員として自衛隊員約350名が派遣されたことは認め、その全てが北部方面隊から派遣されたことは否認する。

第10次要員は、その全てが北部方面隊から派遣されたのではなく、北部方面隊を基幹として派遣されたものである。

b 第2文について

第1次要員の一部が北部方面隊から派遣されたこと、第2次、第6次及び第10次要員が北部方面隊を基幹として派遣されたことは認め る。

c 第3文について

不知。

エ 「(5)」について（6ページ）

(7) 第1段落について

自衛隊法が、自衛隊員の服務の本旨として、わが国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身をきたえ、技能をみがき、強い責任感をもつて専心その職務の遂行にあたり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め、もって国民の負託にこたえることを期するものとする（自衛隊法52条）と定めていること、自衛隊員が、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けないで職務を離れてはならない義務（同法5

6条), 職務の遂行に当たっては, 上官の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ義務(同法57条)等を負うことは認め, 原告の息子が「いつ派遣を命じられるか分から」ないとする点は否認する。「息子は, 第10次隊の派遣要員にはならなかつた」とする点は不知。

UNMISへの自衛隊員の派遣については, 当該派遣を命ずる前に, 隊員本人に派遣の可否についての確認をしているため, いつ派遣を命じられるか分からぬという事態や, 派遣を希望しないのに派遣されるという事態は生じない。

(1) 第2段落について

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成27年法律第76号。以下「平和安全法制整備法」という。)が平成28年3月29日に施行されたこと, 第10次要員が, 派遣部隊の交代要員として同法施行後に初めてUNMISに派遣されたことは認め, その余は不知。

オ 「(6)」について(6ページ)

不知。

カ 「(7)」について(6及び7ページ)

原告の主観的な「思い」を述べるもので, 認否の限りでない。

(2) 「2 被告」について(7ないし11ページ)

ア 「(1)」について(7ページ)

認める。

ただし, 内閣府国際平和協力本部(以下「本部」という。)に南スーダン国際平和協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する期間は, 現時点の南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成28年政令第373号による改正後のもの)1条において, 平成29年3月31日までの間とされている。

イ 「(2)」について（7ないし10ページ）

第1段落（7ページ下から3行目から9ページ下から4行目まで）は、以下の点を正した上で認める。

(ア) 「被告は、上記実施計画に基づき」（7ページ下から3行目）とあるのは、「平成23年12月20日に上記実施計画の変更が閣議決定され、被告は、当該変更後の実施計画に基づき」が正しい。

(イ) 「①」の「活動期間」中に「平成23年11月18日から平成28年10月31日までの間」とあるのは、「平成23年11月28日から平成28年10月31日までの間」が正しい。

(ウ) 「③」の「活動地域」中に「南スーダン共和国及びウガンダ内」とあるのは、「南スーダン共和国内」、「活動内容」中に「(2) 被災民に対する食糧、医療」とあるのは、「(2) 被災民に対する食糧、衣料」、「(13) UNMISSの要請に応じて」とあるのは、「(13) UNMISSの要請等に応じて」がそれぞれ正しい。

第2段落（9ページ下から3行目以下）は否認する。原告が指摘する業務の中止に関する事項(1)及び(2)の記載内容は、「③」の施設部隊等に関するものである。なお、業務の中止に関する事項「(2)」中に「ア 武力紛争が発生したと判断すべき自体が生じた場合」とあるのは、「ア 武力紛争が発生したと判断すべき事態が生じた場合」の誤りである。

ウ 「(3)」について（10ページ）

平和安全法制整備法が国際平和協力法等の改正を内容とする法律であること、平和安全法制整備法が平成27年（2015年）9月19日に成立し、同月30日に公布され、平成28年（2016年）3月29日に施行されたことは認める。

エ 「(4)」について（10ページ）

(ア) 第1段落について

否認する。

ＵＮＭＩＳＳへの自衛隊の部隊の派遣は、南スーダン国際平和協力業務実施計画及び南スーダン国際平和協力業務実施要領（施設部隊等）の3(1)イ「派遣要領」に従い、平成23年12月20日に発せられた防衛大臣の命令に基づいて実施され、その後、当該部隊の交代要員として、同実施要領の3(1)ウ「交替要領」に基づき、所定の交代を実施したものであり、防衛大臣が「2016年3月22日、陸上自衛隊に第10次隊の派遣命令を発した。」ものではない。

(イ) 第2段落について

「上記命令に基づき」とする点は否認し、その余は認める。

否認する理由は、前記(ア)のとおりである。

オ 「(5)」について（10ページ）

認める。

カ 「(6)」について（10及び11ページ）

平和安全法制整備法による改正後の国際平和協力法において、新たに、いわゆる駆け付け警護に関する規定（同法3条5号ラ）及びいわゆる宿営地の共同防護に関する規定（同法25条7項）が置かれたこと、平成28年11月15日の閣議決定「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」において、「国際平和協力業務の種類及び内容」に「国際平和協力法第3条第5号ラに掲げる業務に係る国際平和協力業務」が追加されたこと及び別紙1の内容は認め、上記閣議決定によって「宿営地共同防護」が新たな「任務」として付与されたこと及び「同月（引用者注：平成28年11月）18日、（中略）陸自第9師団（青森市）を主力とする第11次隊隊長に派遣命令を発した」ことは否認する。

いわゆる宿営地の共同防護は、平和安全法制整備法による改正後の国際平和協力法において、同法9条5項の規定により派遣先国において国際平

和協力業務に従事する自衛官に武器の使用権限の一つとして認められているものであり（同法25条7項），平成28年11月15日の上記閣議決定により新たに付与された任務ではない。また，UNMISSへの自衛隊の部隊の派遣は，南スーダン国際平和協力業務実施計画及び南スーダン国際平和協力業務実施要領（施設部隊等）の3(1)イ「派遣要領」に従い，平成23年12月20日に発せられた防衛大臣の命令に基づいて実施され，その後，当該部隊の交代要員として，同実施要領の3(1)ウ「交替要領」に基づき，所定の交代を実施したものであり，平成28年11月18日に防衛大臣による新たなる部隊の派遣命令が発せられたものではない。

2 「第2 南スーダン紛争の実態と国連PKO」について（11ないし19ページ）

(1) 「1 スーダン共和国から南スーダン共和国の分離独立と国連PKO」について（11ないし14ページ）

明治32年（1899年）に英国とエジプトにより北部及び南部スーダンの共同統治が開始されたこと，昭和30年（1955年），南部スーダンの自治や独立を求めて武装蜂起が発生したこと，昭和31年（1956年），南部を含むスーダンが英国から独立したこと，1960年代から南部の分離独立を求める運動が拡大し，昭和47年（1972年），南部スーダンに南部政府を設置し，部分的自治権を付与する「アディスアベバ和平合意」が締結されたこと，昭和58年（1983年）以降，スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍（SPLM/A）との間で20年以上にわたり武力紛争が続いていたこと，平成17年（2005年）1月，両者が「南北包括平和合意」（CPA。以下「CPA」という。）に署名し，武力紛争が終結したこと，国際連合安全保障理事会（以下「安全保障理事会」という。）が同年3月に決議第1590号を採択して，CPAの履行の支援等を任務とする国際連合スーダン・ミッション（UNMISS。以下「UNMISS」という。）が設立されたこと，

平成23年(2011年)1月、CPAの履行の一環として、UNMISの支援も受けて、南スーダンの独立の是非を問う住民投票が実施され、有効投票総数の約99パーセントが南スーダンのスーダンからの分離を支持する結果となり、スーダン政府もこの結果を受け入れ、同年7月9日、南スーダン共和国が独立するとともにUNMISの任務が終了したこと、その間である平成20年(2008年)10月から平成23年(2011年)9月まで、我が国が国際平和協力法に基づき、スーダンの安定化に向け、人的な協力をを行うため、UNMISに2名の司令部要員を派遣したこと、南スーダン共和国の面積が64万平方メートル(日本の約1.7倍)、人口が1234万人(平成27年当時)、首都がジュバであることは認め、その余は、現時点において認否の要を認めない。

(2) 「2 南スーダン建国後と国連PKO」について(14ないし17ページ)

安全保障理事会が平成23年(2011年)7月8日、決議第1996号を採択し、平和と安全の定着及び南スーダン共和国における発展のための環境の構築の支援を任務とするUNMISSの設立を決定し、同月9日、UNMISSが設立されたこと、平成25年(2013年)12月中旬以降、南スーダン共和国において、南スーダン政府と反政府勢力との衝突が他の地域に拡大し、多数の死傷者、難民及び国内避難民が発生したことに伴い、UNMISSが活動の重点を文民の保護に移し、平成26年(2014年)5月27日、安全保障理事会が決議第2155号を採択し、UNMISSの任務を文民の保護、人権状況の監視及び調査、人道支援実施の環境作り及び敵対的行為の停止等に関する合意の履行支援の4分野に限定したこと、平成27年(2015年)8月、「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意文書」に関係者がそれぞれ署名し、これを受け、安全保障理事会の決議(以下「安保理決議」という。)第2241号、第2252号により、UNMISSの任務に上記合意の履行支援が新たに追加され、かつ拡充されたこと、平成28年(20

16年)7月の現地治安情勢の悪化を受け、同年8月12日、UNMISSの活動期間を同年12月15日まで延長し、新たに4000人規模の地域保護部隊をUNMISS内に創設すること等を内容とする安保理決議第2304号が採択されたこと、同年7月11日の記者会見で菅官房長官が「UNMISSの活動地域において、我が国のPKO法における武力紛争が発生したとは考えておらず、いわゆるこの参加5原則が崩れたということは考えていません。」と述べたことは認め、その余は、現時点において認否の要を認めない。

(3) 「3 南スーダン国連PKOへの自衛隊の対応」について（17ないし19ページ）

ア 「(1)」について（17及び18ページ）

「2013年」の「12月」及び「2014年」の「12月」に、それぞれ「(首都ジュバの衝突で内戦状態へ)」とある点について、平成25年12月に首都ジュバで武力衝突が発生したことは認め、平成26年12月に首都ジュバで武力衝突が発生したことは否認する。「内戦状態へ」との評価は認否の限りでない。

その余は、以下の点を正した上で認める。

(ア) 「2012年 1月～」に「第1次隊を派遣」とあるのは、「第1次要員を順次派遣」が正しく、同様に「第〇次隊を派遣」とあるのは、「第〇次要員を順次派遣」が正しい。

(イ) 「2013年」の「12月」に「(自衛隊が韓国軍へ弾薬を提供)」とあるのは、「(被告が国際連合へ弾薬を提供)」が正しい。

(ウ) 「2014年」の「5月」に「(UNMISSの主任務が文民保護に変更)」とあるのは、「(UNMISSの優先任務が文民保護に変更)」が正しい。

イ 「(2)」について（18ページ）

(ア) 柱書きについて

第5次要員が南スーダンの首都ジュバで武力衝突が始まった平成25年（2013年）12月15日頃に活動を開始したことは認め、「内戦」との評価は、認否の限りでない。

(イ) 「ア」について

a 第1段落について

「南スーダンPKO派遣施設隊第5次要員に係る教訓要報」に、原告が第1文で指摘する内容が記載されていることは認め、第2文は、原告の見解を述べるものであり、認否の限りでない。

b 第2段落について

原告指摘の新聞に「南スーダンの国連平和維持活動(PKO)をめぐり、安倍政権は24日、国連南スーダン派遣団(UNMISS)に参加している自衛隊を撤退させる検討に入った。」との記事が掲載されていることは認める。

c 第3段落について

「南スーダンPKO派遣施設隊第5次要員に係る教訓要報」に、原告の指摘する記載があることは認める。

(ウ) 「イ」について

平成25年（2013年）12月15日に首都ジュバで武力衝突が始まり、その後、南スーダンの他の地域に拡大したこと、ジョングレイ州ボルの国際連合（以下「国連」という。）施設へ国内避難民約1万500人が避難したこと、韓国軍の工兵部隊がボルに駐屯していたこと、同月21日に、被告が国連から弾薬の譲渡要請を受け、これに応じて国連に小銃弾1万発を提供し、さらに国連が韓国軍の部隊に当該小銃弾を供与したことは認める。第3段落のうち、韓国軍の部隊が道路整備や国連施設整備等の施設作業を主たる任務としていたことは認めるが、「こ

のことは、」から第4段落末尾の「改正PKO協力法の新任務の先取りと言える。」までは、原告独自の見解ないし評価であり、認否の限りでない。

ウ 「(3)」について（18及び19ページ）

「第3条5号トにおいて、住民保護と治安維持活動を規定し」とある点は否認する。その余は、19ページ1行目の「任務を妨害する」とあるのを「業務を妨害する」と正した上で、認める。

国際平和協力法3条5号トにおいて規定しているのは、「防護を必要とする住民、被災民その他の者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護」（いわゆる安全確保業務）である。

3 「第3 南スーダンPKOへの自衛隊派遣の違憲・違法性」について（19ないし35ページ）

(1) 「1 国連憲章における平和的解決義務と平和維持活動（PKO）」について（19ないし23ページ）

ア 「(1) 国連憲章におけるPKOの位置づけとその性格」について（19ないし21ページ）

(ア) 「ア」について（19ページ）

国際連合憲章（以下「国連憲章」という。）2条3（原告が掲示する「1条3項」は誤りである。）が「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない。」と規定していること、33条1が「いかなる紛争でもその継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取組の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。」と規定してい

ることは認める。

(イ) 「イ」について（19ページ）

国連憲章42条及び51条が武力行使禁止の例外を認めていること、42条が「安全保障理事会は、第41条に定める措置では不充分であると認め、又は不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。」（第一文）と規定していること、51条が「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」（第一文）と規定していることは認める。

(ウ) 「ウ」及び「エ」について（19及び20ページ）

国際連合平和維持活動（以下「国連PKO」という。）に関する原告の見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。

(エ) 「オ」について（20ページ）

原告のいう「国連の『PKO訓練マニュアル』」がいかなるものを指すのかが不明であるため、認否できない。

(オ) 「カ」について（21ページ）

国連PKO基本三原則が、①主要な紛争当事者の受入れ同意、②不偏性、③自衛及び任務の防衛以外の実力の不行使であることは認め、その余は、同原則に関する原告の見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。

イ 「(2) PKOの変質・変遷－国連憲章7章に基づき国際交戦法規を適用」について（21ないし23ページ）

国連PKOが安保理決議に基づき行われていること、UNMISにに関する安保理決議において、国連憲章第7章への言及があることや、UNM

I S Sにおいて交戦規則（R O E）が定められていることは認め、「ア」において「憲章第7章のもとでの武力行使権限を付与されている。」とする点は否認する。その余は、国連PKOに関する原告の見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。

一般に、国連PKOは、国連PKO基本三原則の下で、安保理決議に基づいて行われる非強制的な活動であり、国連憲章第7章の下で安保理決議により強制的な武器行使が授権されるものではない。

(2) 「2 日本国憲法とPKO協力法」について（23ないし35ページ）

ア 「(1) 日本国憲法の平和主義の意義」について（23ないし26ページ）

(ア) 「ア」について（23ページ）

原告が引用する憲法前文について、「我等の子孫」とあるのは「われらの子孫」、「我が国全土に渡って」とあるのは「わが国全土にわたつて」、「政府の行為によって」とあるのは「政府の行為によつて」、「起こることのないよう」とあるのは「起ることのないやう」とそれぞれ正した上で、認める。同じく原告が引用する憲法9条について、「前項の目的を達成するため」とあるのは「前項の目的を達するため」と正した上で、認める。

(イ) 「イ」ないし「力」について（23ないし25ページ）

憲法9条に関する原告の見解を述べるものであり、認否の限りでない。

(ウ) 「キ」について（25ページ）

昭和29年7月1日施行の自衛隊法3条に、自衛隊の任務に係る規定が置かれたこと、当時の防衛庁設置法4条に、防衛庁の任務に係る規定が置かれたこと、昭和29年6月2日の参議院本会議において、「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」として、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。」との

決議がされたこと、同本会議において、木村篤太郎国務大臣が「自衛隊は、（中略）海外派遣というような目的は持っていないのであります。従いまして、只今の決議の趣旨は、十分これを尊重する所存であります。」と答弁したことは認め、自衛隊が昭和29年（1954年）6月に設立されたことは否認する。その余は原告の見解ないし評価であり、認否の限りでない。

防衛庁設置法及び自衛隊法の施行により自衛隊が設立されたのは、昭和29年（1954年）7月1日である。

(I) 「ク」及び「ケ」について（26ページ）

自衛権や国連PKOに関する原告の見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。

イ 「(2) 1992年PKO協力法の違憲性（法令違憲）」について（26及び27ページ）

(7) 「ア」について（26ページ）

国際平和協力法が制定された平成4年6月当時、同法における国連PKOへの参加・継続に当たっての基本方針（以下「PKO参加五原則」という。）が、①紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること、②国連平和維持隊が活動する地域の属する国及び紛争当事者が当該国連平和維持隊の活動及び当該国連平和維持隊への我が国の参加に同意していること、③当該国連平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること、④上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、我が国から参加した部隊は撤収することができる、⑤武器使用は要員の生命等の防護のための必要最小限のものを基本とすることを内容とするものであったことは認める。

(4) 「イ」について（26及び27ページ）

国際平和活動協力法に関する原告の見解ないし評価を述べるものであ

り、認否の限りでない。

ウ 「(3) P K O 協力法の改正とその違憲性（法令違憲）」について（27
ないし29ページ）

(ア) 「ア」について（27ページ）

平成10年（1998年）6月の国際平和協力法の改正により、部隊として参加した自衛官による生命・身体を防護するための武器の使用について、その一層の適正を確保するため、現場に上官が在るときは、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、当該上官の命令を受けるいとまがない場合を除き、その命令によらなければならぬこととされたこと、平成3年（1991年）9月27日（原告が指摘する11月18日は誤りである。）に衆議院「国際平和協力等に関する特別委員会」に提出した政府統一見解において、「憲法第9条第1項の『武力の行使』は、『武器の使用』を含む実力の行使に係る概念であるが、『武器の使用』が、すべて同項の禁止する『武力の行使』に当たるとはいえない。例えば、自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防護することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要な最小限の『武器の使用』は、憲法第9条第1項で禁止された『武力の行使』には当たらない。」としていたこと、同年9月25日の衆議院「国際平和協力等に関する特別委員会」において、畠山防衛庁防衛局長が「あくまでも個人としての武器使用でございますから、組織としての武器使用ではないということを申し上げているわけでございます。それで、それを単数の、個々の、個々にあります自衛官の個別の判断を、それを束ねる形でということを先ほど来防衛庁長官から申し上げている次第でございます。それで、その場合の指揮というお話でございましたが、司令官は指揮をすることは、したがってできませんで、撃ってもよいよという判断を示すことはできますが、それは

法律的な意味における指揮ではございません。あくまでも個人としての判断でございます。」と答弁していることは認め、その余は、原告の評価であり、認否の限りでない。

(イ) 「イ」について（27及び28ページ）

平成13年（2001年）12月の国際平和協力法の改正により、「自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務であって第3条第3号イからへまでに掲げるもの又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定めるもの」について「別に法律で定める日までの間は、これを実施しない。」と規定していた同法附則2条が削除されたこと、昭和55年（1980年）10月28日稲葉誠一議員提出の自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問主意書に対する答弁書において、「いわゆる『国連軍』は、個々の事例によりその目的・任務が異なるので、それへの参加の可否を一律に論することはできないが、当該『国連軍』の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないと考えている。」と答弁していること、平成2年（1990年）11月6日の第119回国会衆議院「国際連合平和協力に関する特別委員会」答弁において、工藤敦夫内閣法制局長官が、「概して申し上げれば、停戦監視団あるいは選挙監視団のようなものは、その任務・目的に武力行使を伴うようなものがない、あるいは、まあないと申し上げていいと思いますが、そういうものが概して多いということが言えると思いますし、それに対しまして、平和維持軍の方は、どちらかといふといわば紛争が再発した場合の抑圧というふうなことまで考えたものがございますので、軽武装をしたりというふうなことで、二つの性格はおのずから違つてきているのではなかろうかと思っております。そういうふうに考えてまいりますと、これはその個々の組織が組織されますときの当然の個々の確認をいたさなければならないと思いますが、今の

ようなことで概して言えば、停戦監視団的なものに対しては我が国は参加できる場合が多いと思いますし、平和維持軍的なものに対しては参加することが困難な場合が多いのではなかろうか、かように考えるわけでございます。」と答弁していることは認め、その余は、原告の評価であり、認否の限りでない。

(イ) 「ウ」について（28ページ）

国連PKOに関する原告の見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。

(カ) 「エ」について（28及び29ページ）

名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137ページ）が、傍論において航空自衛隊の輸送活動が憲法9条1項の武力の行使に該当するとの判示をしたこと、現在、我が国の要員が国際平和協力法に基づいて活動しているのはUNMISのみであることは認め、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（以下「イラク人道復興支援特措法」という。）に基づきイラクに派遣されていた自衛隊が、平成20年12月に完全撤退したことは否認する。その余は、原告らの評価であり、認否の限りでない。

イラク人道復興支援特措法に基づきイラクに派遣されていた自衛隊が任務終了により撤収業務を終了したのは、平成21年2月である。

エ 「(4) 安保関連法で追加された新任務に関する規定の違憲性」について（29ないし32ページ）

(ア) 「ア」について（29ページ）

平和安全法制整備法による改正後の国際平和協力法において、いわゆる駆け付け警護の任務等が追加されたことは認め（なお、「前記『第3』3(5)」とあるが、訴状に当該部分は存在しない。），その余は、原告の

意見ないし評価であり、認否の限りでない。

(イ) 「イ 駆け付け警護（法第3条五ラ）と外国軍隊等を守るための武器使用（法26条2項・4項、自衛隊法89条2項）」について（29及び30ページ）

a 「1)」について

(a) 第1段落について

国際平和協力法3条5号ラが、国際平和協力業務の一つであるいわゆる駆け付け警護として、「ヲからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であって、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下このラ〔中略〕において「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護」と規定していることは認める。「『PKO等』の『等』には、法令上は、文民、警察、軍事などについての制約はない。」とする点は、主張の趣旨が判然とせず認否の要を認めない。

(b) 第2段落について

国際平和協力法26条2項が、いわゆる駆け付け警護における武器の使用として、「前条第3項（同条第7項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定するもののほか、第9条第5項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第3条第5号ラに掲げるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第6条第2項第

2号ホ(2)及び第4項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。」と規定していること、平和安全法制整備法による国際平和協力法の改正により、同法25条（改正前は24条）に加えて同法26条の規定が新設されたこと、同法26条4項が自衛隊法89条2項を準用していることは認める。

なお、原告が指摘する、国際平和協力法26条4項で準用される自衛隊法89条2項は、自衛官の武器使用に当たって、刑法36条又は37条に該当する場合を除き、部隊指揮官の命令によらなければならない旨を定めている。

b 「2)」について

いわゆる駆け付け警護に関する原告の見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。

(イ) 「ウ 宿营地の共同防護と任務遂行に必要な武器使用（法25条7項）」について（30及び31ページ）

以下の事実を認め、その余は、国際平和協力法25条7項に関する原告の見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。

a 「1)」のうち、平和安全法制整備法による国際平和協力法の改正により、同法25条3項（改正前は24条3項）に加え、同条7項が新設されたこと、上記7項がその第一文において、「第9条第5項の規定により派遣先国において国際平和協力業務に従事する自衛官は、その宿営する宿营地（宿営のために使用する区域であって、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であって当該国際平和協力業務に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動に従事する外国の軍隊の部隊の要員が共に宿営するものに対する攻撃があったときは、当該宿营地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当

該要員と共同して、第三項の規定による武器の使用をすることができる。」と定めていることは認める。

- b 「2)」のうち、政府解釈が憲法9条1項の「武力の行使」について、「基本的には国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為」としていることは認める。
- c 「3)」のうち、平成28年（2016年）12月現在、ジバに8か国の部隊が駐屯していることは認める。
- d 「4)」のうち、平和安全法制整備法により改正された国際平和協力法が、いわゆる国際平和協力業務としての安全確保業務（国際平和協力法3条5号ト）及びいわゆる駆け付け警護（同号ラ）を実施する場合にあって、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動及び当該業務が行われる期間を通じて、当該活動が行われることについての同意が安定的に維持されていることを要件としていることは認める（同法6条1項柱書き、13項9号ないし11号）。

(I) 「工 現地住民保護・巡回・検問等で任務遂行に必要な武器使用（法26条1項・4項、自衛隊法89条2項）」について（31及び32ページ）

- a 「1)」について

(a) 第1段落について

「法3条五トは、住民保護と治安維持活動を規定し、同号ラはいわゆる駆け付け警護活動を規定し」とあるのを「法3条五トは、いわゆる安全確保業務を規定し、同号ラは、いわゆる駆け付け警護を規定し」とした上で認める。

(b) 第2段落について

原告の評価であり、認否の限りでない。

b 「2)」について

「南スーダンPKO派遣施設隊第5次要員に係る教訓要報」に、原告が第4段落1ないし3行目のかぎ括弧内において指摘する内容が記載されていることは認め（ただし、当該記載は、陸上自衛隊の一機関である研究本部の執筆担当者の個人的見解である。），その余は、国際平和協力業務に係る武器使用に関する原告の見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。

オ 「(5) 本件南スーダンPKO派遣の違憲性（適用違憲）」について（32ないし35ページ）

自衛隊の部隊が行う南スーダン共和国における国際平和協力業務に対する原告の見解ないし評価を述べるものであり、認否の限りでない。

なお、「(甲9)」とあるのは「甲第7号証」の誤りと思われる。

4 「第4 原告の権利（法益）侵害」について（35ないし41ページ）

いずれも否認ないし争う。

後記第5（39ないし45ページ）のとおり、原告が主張する利益は、国家賠償法（以下「国賠法」という。）上保護された権利ないし法的利益に該当せず、法的保護に値しない。

5 「第5 原告の請求」について（41ないし44ページ）

(1) 「1 差止請求」について（41ないし43ページ）

前記第2（7ないし10ページ）のとおり、本件差止めの訴えは不適法であり却下されるべきものであるから、認否の要を認めない。

(2) 「2 慰謝料請求」について（43及び44ページ）

ア 「(1) 被告の加害行為」について

被告が、UNMISに対して、平和安全法制整備法による改正後の国際平和協力法に基づき自衛隊員を派遣していることは認める。

なお、訴状第1の2に対する認否は、前記1(2)（12ないし15ページ）で述べたとおりである。

イ 「(2) 原告の損害」ないし「(5)結論」について

U N M I S Sへの自衛隊の派遣が、閣議決定された実施計画（南スーダン国際平和協力業務実施計画）に基づき行われていることは認め、その余は、否認ないし争う。なお、「(2) 原告の損害」に「その内容は、前記第3で述べたとおりである。」とする点は、訴状第4の誤りと思われる。

6 「第6 結論」について（44ページ）

争う。

第4 国際平和協力法及びU N M I S Sへの自衛隊部隊等の派遣の概要等

1 国際平和協力法の概要

(1) 国際平和協力法の目的

国際平和協力法は、①国際連合平和維持活動（同法3条1号）、②国際連携平和安全活動（同条2号）、③人道的な国際救援活動（同条3号）及び④国際的な選挙監視活動（同条4号）に対し、適切かつ迅速な協力をを行うため、国際平和協力業務実施計画（実施計画）及び国際平和協力業務実施要領（実施要領）の策定手続、国際平和協力隊の設置等について定めることにより、国際平和協力業務（同条5号）の実施体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置等を講じ、もって我が国が国連を中心とした国際平和のための努力に積極的に寄与することを目的とする法律である（同法1条）。

(2) 協力の対象となる活動及び協力の態様について

ア 協力の対象となる活動について

上記の①ないし④の活動の概要は、次のとおりである。

① 国際連合平和維持活動（国際平和協力法3条1号）

国連の総会又は安全保障理事会が行う決議に基づき、武力紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として、国連の統括の下に行われる活動であって、国連事務総長の要請に基づき参加する二以上の国及び国連によって実施されるもののうち、同法3条1号イないしハに掲げるいづれかの活動をいう。

② 國際連携平和安全活動（同条2号）

国連が統括しない国際的な平和協力活動（非国連統括型の国際的な平和協力活動）であり、具体的には、国連の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議、同法別表第一に掲げる国際機関が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請（国連憲章7条1に規定する国連の主要機関のいづれかの支持を受けたものに限る。）に基づき、紛争当事者間の武力紛争の再発の防止に関する合意の遵守の確保、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立及び再建の援助その他紛争に対処して国際の平和及び安全を維持することを目的として行われる活動であって、二以上の国の連携により実施されるもののうち、同法3条2号イないしハに掲げるいづれかの活動（国際連合平和維持活動として実施される活動を除く。）をいう。

③ 人道的な国際救援活動（同条3号）

国連の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は同法別表第二に掲げる国際機関が行う要請に基づき、国際の平和及び安全の維持を危うくするおそれのある紛争（以下単に「紛争」という。）によって被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者（以下

「被災民」という。) の救援のために又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動であって、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国連その他の国際機関又は国連加盟国その他の国（以下「国連等」という。）によって実施される活動（①の国際連合平和維持活動として実施される活動及び②の国際連携平和安全活動として実施される活動を除く。）である。

④ 國際的な選挙監視活動（同条4号）

国連の総会若しくは安全保障理事会が行う決議又は同法別表第三に掲げる国際機関が行う要請に基づき、紛争によって混乱を生じた地域において民主的な手段により統治組織を設立しその後その混乱を解消する過程で行われる選挙又は投票の公正な執行を確保するために行われる活動であって、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者である場合においては武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合に、国連等によって実施されるもの（①の国際連合平和維持活動として実施される活動及び②の国際連携平和安全活動として実施される活動を除く。）をいう。

イ 協力の態様について

上記①ないし④の活動は、人的協力（国際平和協力業務、自衛官の国連への派遣。同法6条ないし29条）と物的協力（物資協力。同法30条）という2つの態様に大別される（ただし、自衛官の国連への派遣の対象となる活動は、①の活動のみである。）。

(3) 国際平和協力業務の内容について

国際平和協力業務とは、①国際連合平和維持活動のために実施される業務で国際平和協力法3条5号イないしラに掲げるもの、②国際連携平和安全活動のために実施される業務で同号イないしラに掲げるもの、③人道的な国際救援活動のために実際される業務で同号ワないしツ、ナ及びラに掲げるもの並びに④国際的な選挙監視活動のために実際される業務で同号チ及びナに掲げるもの（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）であって、海外で行われるものをいい（同法3条5号）、国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない（同法2条1項、2項）。

同法3条5号に掲げる国際平和協力業務の具体的な類型は、次のとおりである（下記イないしラは、同号イないしラにそれぞれ対応するものである。）。

- イ 停戦・武装解除等監視
- ロ 駐留・巡回
- ハ 武器の搬入・搬出の検査・確認
- ニ 放棄武器の収集・保管・処分
- ホ 停戦線等設定の援助
- ヘ 捕虜交換の援助
- ト 防護を必要とする住民等の生命、身体及び財産に対する危害防止等（いわゆる安全確保業務）
- チ 選挙・投票の監視・管理
- リ 警察行政事務に関する助言・指導又は監視
- ヌ 矯正行政事務に関する助言・指導又は監視
- ル 立法・行政・司法事務に関する助言・指導（リ・ヌを除く）
- ヲ 国の防衛に関する組織等の設立又は再建の援助
- ワ 医療（防疫を含む）
- カ 被災民の捜索・救出又は帰還援助

- ヨ 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他生活関連物資の配布
- タ 被災民収容施設・設備の設置
- レ 紛争被害施設・設備の復旧・整備
- ソ 紛争汚染自然環境の復旧
- ツ 輸送、保管（備蓄を含む）、通信、建設等
- ネ 国際連合平和維持活動等を統括又は調整する組織における企画立案等
- ナ イからネまでに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務
- ラ 国際連合平和維持活動等に従事する者等に対し緊急の要請に対応して行う生命及び身体の保護（いわゆる駆け付け警護）

(4) 実施計画及び実施要領等について

ア 国際平和協力本部の設置

国際平和協力業務の実施に当たっては、内閣府に国際平和協力本部（以下「本部」という。）が設置され（国際平和協力法4条1項），その長である本部長（国際平和協力本部長）は、内閣総理大臣をもって充てる（同法5条1項）。

内閣総理大臣は、本部において作成、変更する実施計画（国際平和協力業務実施計画）の案につき、後記イのとおり、閣議の決定を求めなければならず（同法6条1項柱書き），また、後記ウのとおり、実施計画に従い、実施要領（国際平和協力業務実施要領）を作成し、必要に応じてこれを変更する（同法8条1項柱書き）。

防衛大臣は、後記エのとおり、実施計画に定められた国際平和協力法6条6項の国際平和協力業務について本部長（内閣総理大臣）から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができる（同法9条4項）。

イ 実施計画について

(ア) 内閣総理大臣は、我が国として国際平和協力業務を実施することが適

当であると認める場合であって、同法6条1項1号ないし4号に掲げる同意のうち、当該国際平和協力業務に関する同意があるときは、国際平和協力業務を実施すること及び実施計画の案につき閣議の決定を求めなければならない（当該同意については、①の国際連合平和維持活動又は②の国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて、同法3条5号トに掲げるもの（いわゆる安全確保業務）若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるもの（いわゆる駆け付け警護）を実施する場合にあっては、同条1号イからハまで又は同条2号イからハまでに規定する同意及び同法6条1項1号又は2号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限り、人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて同法3条5号ラに掲げるものを実施する場合にあっては、同条3号に規定する同意及び同法6条1項3号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときに限る。）（同法6条1項）。

また、内閣総理大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない（同法6条13項1号から8号までに掲げる場合に行うべき国際平和協力業務に従事する者の海外への派遣の終了及び9号から11号までに掲げる場合に行うべき当該各号に規定する業務の終了に係る変更を含む。）（同条13項）。

(イ) 実施計画において定められる事項は、次のとおりである（同法6条2

項)。

- I 当該国際平和協力業務の実施に関する基本方針（同項1号）
- II 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する事項（同項2号）

実施すべき国際平和協力業務の種類及び内容、派遣先国及び国際平和協力業務を行うべき期間等である（同号イないしチ）。このうち、自衛隊の部隊等が当該国際平和協力業務を行う場合には、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務の種類及び内容、国際平和協力業務を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備を定めるものとされている（同号亦）。

- (イ) 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、同法3条5号イからトまでに掲げる業務、同号ヲからネまでに掲げる業務、これらの業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務又は同号ラに掲げる業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適當であると認められるもののうちから、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとされている（同法6条6項）。

ウ 実施要領について

本部長（内閣総理大臣）は、実施計画に従い、国際平和協力業務を実施するため、同法8条1項1号から5号までに掲げる事項についての具体的内容及び同項6号から9号までに掲げる事項を定める実施要領を作成し、及び必要に応じこれを変更するものとされている（同法8条1項）。

エ 自衛隊の部隊等による国際平和協力業務の実施について

防衛大臣は、実施計画に定められた同法6条6項の国際平和協力業務（前記イ(イ)参照）について本部長から要請があった場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができる（同法9条4項）。

(5) 平和安全法制整備法による国際平和協力法の改正の概要

平和安全法制整備法は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するため、主に自衛隊法や国際平和協力法等の10の法律の一部を改正する法律である（なお、このほか、附則により技術的な改正が行われる法律が10法律ある。）。平和安全法制整備法は、「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」（以下「国際平和支援法」という。）とともに、平成27年9月19日に成立し、同月30日に公布され（平成27年法律第76号。なお、国際平和支援法は平成27年法律第77号）、平成28年3月29日に施行された。

この平和安全法制整備法により、国際平和協力法については、協力の対象となる活動として、前記(2)ア②（31ページ）の国際連携平和安全活動（同法3条2号。非国連統括型の国際的な平和協力活動。）が追加されるとともに、従来から行われていた国際平和協力業務（人的協力）、物資協力（物的協力）に加えた新たな人的協力として、自衛官の国連への派遣（同法27条ないし29条）が追加された。

また、同改正により、国際平和協力業務（人的協力）の業務の種類が追加され、新たに、いわゆる安全確保業務（同法3条5号ト）及びいわゆる駆け付け警護（同号ラ）等が規定されるとともに、必要な武器使用権限が付与された（同法26条）。

2 UNMISSへの第10次要員及び第11次要員の派遣等について

- (1) 平成23年7月9日、安保理決議第1996号（同月8日採択）に基づき、平和と安全の定着及び南スーダン共和国における発展のための環境の構築を任務とするUNMISS（国際連合南スーダン共和国ミッション）が設立された（甲第11号証及び第12号証）。
- (2) 内閣は、国連から我が国に対するUNMISSへの要員の派遣要請を踏まえ、平成23年11月15日に、UNMISSにおける国際平和協力業務の

実施につき、司令部要員及び連絡調整要員の派遣に係る南スーダン国際平和協力業務実施計画を閣議決定し、本部長（内閣総理大臣）は、同日、上記実施計画に従い、南スーダン国際平和協力業務実施要領を作成した。また、内閣は、同年12月20日に、南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更を閣議決定した。

平成23年11月15日に閣議決定された南スーダン国際平和協力業務実施計画においては、「1 基本方針」として、「UNMISの活動期間において、南スーダン国際平和協力隊を設置し、司令部業務分野及び我が国のUNMISに対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施することとする。」などされ、同年12月20日の南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更により、「1 基本方針」に「自衛隊の部隊等により、道路等の維持補修等の後方支援分野における国際平和協力業務を実施すること」が追加された。

防衛大臣は、国際平和協力法9条4項に基づき、本部長（内閣総理大臣）の要請を受けて、平成23年12月20日、南スーダン国際平和協力業務実施計画及び南スーダン国際平和協力業務実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせる命令をした。

(3) その後、前記1(5)（37ページ）のとおり、平和安全法制整備法による国際平和協力法等の改正（平成28年3月29日施行）が行われ、同法上は国際平和協力業務の一つとして同法3条5号ラ（いわゆる駆け付け警護）も加えられたが、この時点では、南スーダン国際平和協力業務実施計画や南スーダン国際平和協力業務実施要領において、自衛隊の部隊の任務内容として同法3条5号ラ（いわゆる駆け付け警護）は定められていなかった。

内閣は、平成28年11月15日、南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の閣議決定を行い、実施計画中の「2」の「(1) 国際平和協力業務の種類及び内容」に「サ 国際平和協力法第3条第5号ラに掲げる業務に係る

「国際平和協力業務」を追加するなどした（甲第8号証、甲第9号証4ページ。なお、実施計画の変更は、上記閣議決定による変更以外にも複数回行われている。）。

(4) 南スーダン国際平和協力業務実施計画、南スーダン国際平和協力業務実施要領及び平成23年12月20日の防衛大臣の命令に基づき、平成24年1月14日以降、順次、第1次ないし第11次要員からなる自衛隊の部隊が、南スーダンに派遣された。

現在、南スーダンにおいて国際平和協力業務に当たっているのは、平成28年11月から同年12月にかけて派遣された第11次要員であり、第10次要員は南スーダンから本邦に撤収（帰国）済みである（第10次要員は、実施要領の3(1)ウ「交替要領」の規定に基づき、第11次要員と交代し、帰国した。）。

第5 被告の主張

1 はじめに

原告は、被告が、「南スーダンPKO（UNMIS）に対して、改正PKO協力法に基づいて自衛隊を派遣し」（訴状第5の2(1)・43及び44ページ）したことによって、「全世界の国民が有する『平和のうちに生存する権利』」（訴状第4の1ア・35ページ）が侵害された、また、「自衛隊員の権利と国民の平和的生存権」（訴状第4の3・37ないし41ページ）が侵害されたとして、被告に対し、国賠法1条1項に基づいて損害賠償を求めている（訴状第5の2・43及び44ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、原告の請求は、具体的な法的利益の侵害をいうものではなく、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものでもないし、自己以外の「国民」や「自衛隊員」という第三者の権利をもって原告自身の権利侵害が基礎づけられるものでもないことから、主張自体失

当である。

2 原告が主張する権利は国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められないこと

(1) 権利ないし法的利益の侵害がなければ国賠法上の違法を認める余地がないこと

国家賠償制度が個別の国民の権利ないし法的利益の侵害を救済するものであるとの当然の帰結として、国賠法1条1項の違法は、当該個別の国民の権利ないし法的利益に対する侵害があることを前提としており、権利ないし法的利益の侵害が認められない場合には、国賠法上の違法を認める余地はない。これは、国賠法が民法の不法行為(709条以下)の特別法であることからも明らかである。

この点について、判例(最高裁昭和43年7月9日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事91号639ページ、最高裁昭和63年6月1日大法廷判決・民集42巻5号277ページ、最高裁平成2年2月20日第三小法廷判決・最高裁判所裁判集民事159号161ページ等)においても、「法律上の利益ないし権利」、「法的利益」、「法律上保護された利益」の侵害がなければ国賠法に基づく損害賠償請求をすることができないことを当然の前提とした判示が繰り返されているところである。

(2) 原告の主張する「平和的生存権」は国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと

ア 原告は、名古屋高等裁判所平成20年4月17日判決(判例タイムズ1313号137ページ)を根拠に、平和的生存権の具体的権利性が肯定されると主張するようである(訴状第4の1イ・35及び36ページ)。

イ しかしながら、「平和的生存権」の具体的権利性については、最高裁判所平成元年6月20日第三小法廷判決(民集43巻6号385ページ、判例時報1318号3ページ)が、「上告人らが平和主義ないし平和的生存

権として主張する平和とは、理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体が独立して、具体的訴訟において私法上の行為の効力の判断基準になるものとはいえない」と判示し、同判決については、「平和的生存権を何らかの憲法上の人格権としてとらえようとする学説があるが、本判決は、これに消極的評価をしたものといえよう。」と評価されている（小倉顕・最高裁判所判例解説民事篇平成元年度225ページ）。このように、最高裁判所の判例は、「平和的生存権」については、憲法における「平和」とは理念ないし目的を示す抽象的な概念であることを理由として、具体的権利性を否定しているものということができる。

そして、同様の判断は、多数の裁判例によって繰り返し明確にされており、判例理論として確定しているものといえる（札幌高裁昭和51年8月5日判決・行裁例集27巻8号1175ページ、水戸地裁昭和52年2月17日判決・判例時報842号22ページ、東京高裁昭和56年7月7日判決・判例時報1004号3ページ、大阪地裁平成元年11月9日判決・判例時報1336号45ページ、福岡地裁平成元年12月14日判決・判例時報1336号79ページ、福岡高裁平成4年2月28日判決・判例時報1426号85ページ、大阪高裁平成4年7月30日判決・判例時報1434号38ページ、大阪地裁平成7年10月25日判決・判例時報1576号37ページ、大阪地裁平成8年3月27日判決・判例時報1577号104ページ、東京地裁平成8年5月10日判決・判例時報1579号62ページ、大阪地裁平成8年5月20日判決・判例時報1592号113ページ、東京地裁平成9年3月12日判決・判例時報1619号45ページ、東京高裁平成16年4月22日判決・公刊物未登載（乙第1号証）等）。

ウ 実質的に検討しても、権利には、極めて抽象的、一般的なものから、具体的、個別的なものまで各種、各段階のものがあるが、その権利の実現が

妨げられた場合に裁判上の救済が得られるのは具体的、個別的権利に限られる。

これを「平和的生存権」についてみると、「平和」の概念そのものが抽象的かつ不明確であるばかりでなく、具体的な権利内容、根拠規定、主体、成立要件、法律効果等のどの点をとってみても、一義性に欠け、その外延を画すことさえできない極めて曖昧なものであり、このような「平和的生存権」に具体的権利性は認められない。

また、原告は、憲法前文の規定を根拠として、平和的生存権は、基本的人権として保障されるもので、法規範性を有する旨主張する（訴状第4の1ア・35ページ）。原告の主張するとおり、憲法前文第2段は、全世界の国民が「平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」として、「平和的生存権」を規定しているが、ここでいう「平和的生存権」は、憲法前文第1段及び第2段で表明されている憲法の平和主義の原理を人々の生存に結びつけて説明するものであり、憲法の理念・基本原理を宣言したものであるという憲法前文の法的性格からしても、憲法前文に「平和的生存権」が掲げられていることをもって、直ちに基本的人権の一つであるということはできず、裁判上の救済が得られる具体的権利の性格を持つものと認めるることはできない（伊藤正己・憲法（第三版）165ページ、佐藤幸治編著・要説コンメンタール日本国憲法27ページ同旨）。

エ この点について、以下の裁判例は、いずれも、被告の主張に沿う判示をしている。

すなわち、前掲東京高裁昭和56年7月7日判決は、「前文は、憲法の建前や理念を莊重に表明したものであって、そこに表明された基本的理念は、憲法の条規を解釈する場合の指針となり、また、その解釈を通じて本文各条項の具体的な権利の内容となり得ることがあるとしても、それ自体、裁判規範として、国政を拘束したり、国民がそれに基づき國に対して一定

の裁判上の請求をなし得るものではない。殊に、平和主義や『平和的生存権』についていえば、平和ということが理念ないし目的としての抽象的概念であって、それ自体具体的な意味・内容を有するものではなく、それを実現する手段、方法も多岐、多様にわたるのであるから、その具体的な意味・内容を直接前文そのものから引き出すことは不可能である。このことは、『平和的生存権』をもって憲法13条のいわゆる『幸福追求権』の一環をなすものであると理解した場合においても同様であって、その具体的な意味・内容を直接『幸福追求権』そのものから引き出すことは、およそ望み得ないところである。(中略)『平和的生存権』をもって、個々の国民が国に対して戦争や戦争準備行為の中止等の具体的措置を請求し得るそれ自体独立の権利であるとか、具体的訴訟における違法性の判断基準になり得るものと解することは許されず、それは、ただ政治の面において平和理念の尊重が要請されることを意味するにとどまるものであ」と判示している(判例時報1004号25ページ)。

また、前掲東京高裁平成16年4月22日判決も、「そもそも、平和のうちに生存する権利という概念自体、理念ないし目的を表わす抽象的概念としての平和を中心据えるもので、しかも、それを確保する手段や方法も転変する複雑な国際情勢に応じて多岐多様にわたって明確に特定することができないように、その内包は不明瞭で、その外延はあいまいであって、到底、権利として一義的かつ具体的な内容を有するものとは認め難く、これを根拠として、各個人に対し、具体的権利が保障されているとか、法律上何らかの具体的利益が保障されていると解することはできない。」と判示している(乙第1号証14ページ)。

オ 以上によると、「平和的生存権」に具体的権利性を認めることができないことは明らかであるから、これを国賠法上保護された権利ないし法的利益と認めるることはできない。

(3) 第三者の権利の侵害に係る主張も失当であること

なお、原告は、「第4 原告の権利（法益）侵害」、「3 自衛隊員の権利と国民の平和的生存権」の項目の下、「改正PKO法協力法は、立法に当たり憲法との矛盾を取り繕うために、国際法上の整合性を無視した結果、自衛隊員の国際法上の権利が保障されていない。」（訴状第4の3(1)・37ないし39ページ）、派遣される自衛隊員には「救急措置、応急措置の装備も教育訓練がなされていない。」（訴状第4の3(2)・39及び40ページ）、派遣された自衛隊員には「心的外傷（PTSD）に罹患する可能性、及び自殺者が、今までの海外派遣以上に多数出る可能性が高い。」（訴状第4の3(3)・40及び41ページ）と述べて、「自衛隊員の権利と国民の平和的生存権」が侵害されていると主張するようである。

しかしながら、かかる主張が原告自身の権利ないし法的利益の侵害といかなる関係に立つかについては全く論じられていない。原告以外の第三者である「国民」や「自衛隊員」の権利ないし法的利益を掲げてその侵害を主張してみたところで、原告の国賠法上保護された権利ないし法的利益やその侵害が基礎づけられるものではないことは明らかであって、この点で、上記主張は、原告の請求権を生じさせる根拠となるものではなく、それ自体失当といわざるを得ない。結局のところ、原告が主張する不利益なるものは、南スチダンにおける国際平和協力業務を自衛隊の部隊に行わせることについて、これに反対する原告の主義・主張が受け入れられず個人としての感情が害される、あるいは自衛隊員である子が派遣されるのではないかといった漠然とした不安を抱いたという域を超えるものではなく、このような主観的な感情ないし不安感をもって、国賠法1条1項で法的に保護される利益に当たるということはできない。

3 小括

以上のとおり、原告の請求は、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵

害をいうものではないから、主張自体失当であり、理由がない。

第6 結語

以上のとおり、請求の趣旨第1項の本件差止めの訴えは、いずれも不適法であるから、速やかに却下されるべきである。また、請求の趣旨第2項の請求は、主張自体失当であって理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上